

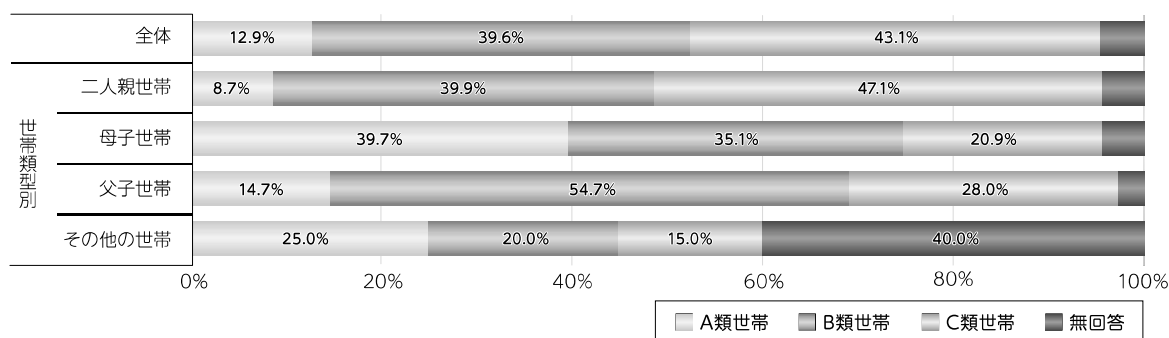
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

① 世帯類型と所得類型

2017（平成29）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を所得類型別と世帯類型別に集計すると、母子世帯におけるA類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）の割合が39.7%と約4割を占めており、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。

また、A類世帯とB類世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）を合算すると、母子世帯では74.8%、父子世帯では69.4%と7割近くを占めていますが、二人親世帯は48.6%であることから、二人親世帯と母子世帯や父子世帯には、所得（家計収入）の面で大きな差異があります。

図表－79【かごしま子ども調査結果（世帯類型と所得類型）】



資料：かごしま子ども調査（図表3）

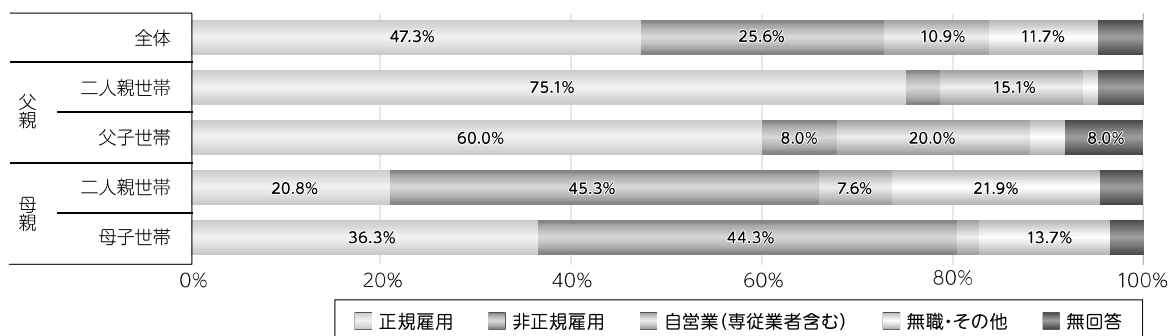
② 保護者の就労形態

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、父子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が低く、非正規雇用や自営業の割合が高い状況となっています。

母親については、母子世帯で二人親世帯と比べて、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用の割合が36.3%と約4割を占めていますが、二人親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は非常に低くなっています。

性別でみると、母親は世帯類型に関わらず、父親に比べて正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高くなっています。

図表－80【かごしま子ども調査結果（保護者の就労形態）】



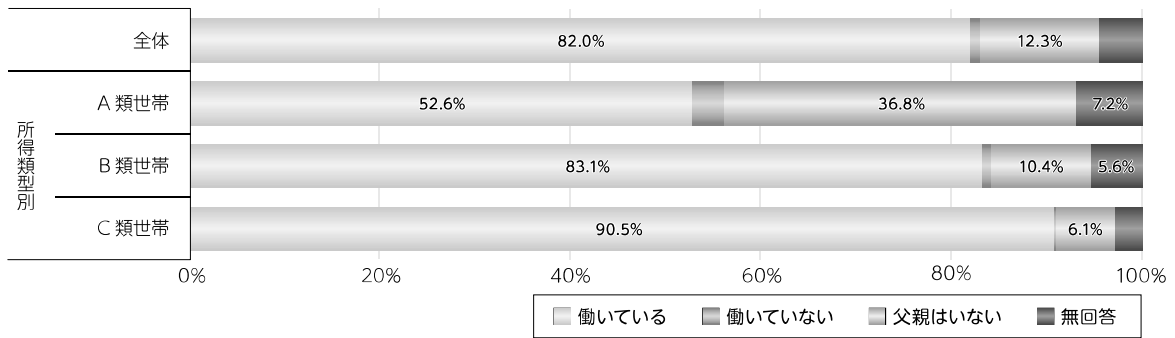
資料：かごしま子ども調査（図表4）

③ 父親の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した父親の就労状況をみると、全体では、「働いている」との回答が82.0%と、約8割を占めています。

所得類型別では、A類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）では「働いている」が52.6%と、B類世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）やC類世帯（等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯）と比べて非常に少なくなっています。しかし、「父親はいない」との回答が36.8%であることから、A類世帯には母子世帯が多くいると考えられます。

図表－81 【かごしま子ども調査結果（父親の就労状況）】

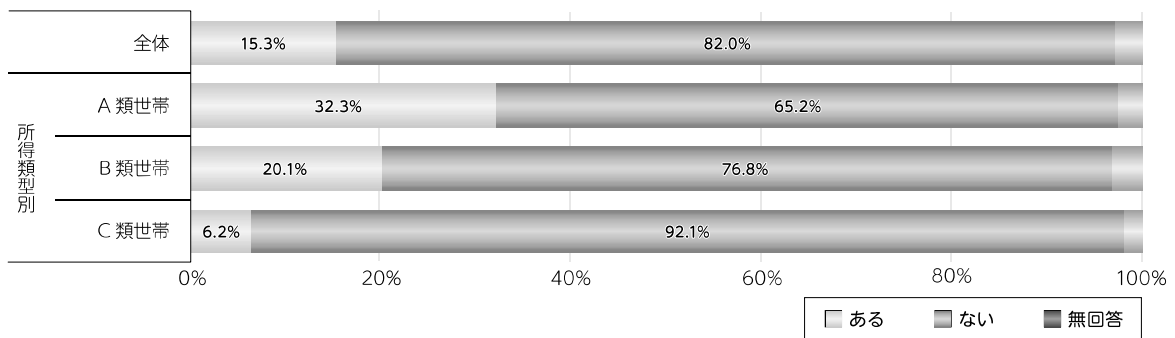


資料：かごしま子ども調査（問25）

④ 医療機関の受診

「かごしま子ども調査」によると、経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらった経験が「ある」との回答が全体の15.3%となっています。所得類型別では、特にA類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）において受診をためらった経験が「ある」との回答が32.3%となっており、A類世帯の3分の1程度を占めています。

図表－82 【かごしま子ども調査結果（経済的な理由から医療機関で子どもを受診させることをためらったことがあるか）】



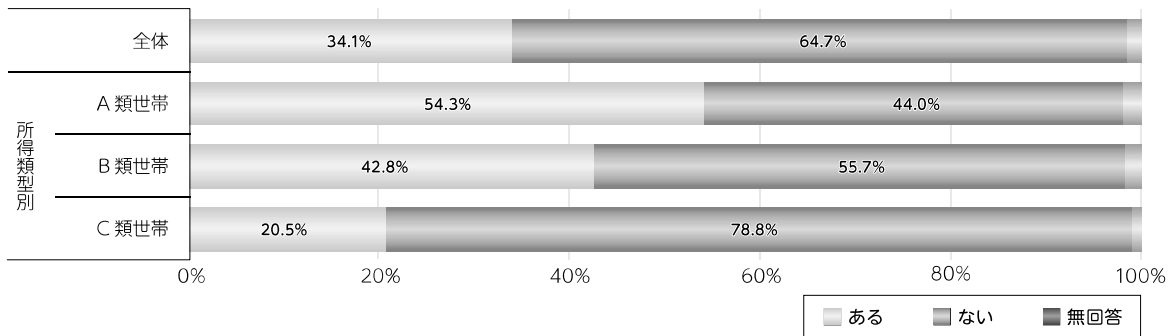
資料：かごしま子ども調査（問29）

⑤ 学習機会の確保

「かごしま子ども調査」によると、「ない（子どもの学習意欲にこたえられなかったことはない）」が64.7%、「ある（こたえられなかったことがある）」との回答は34.1%となっています。

所得類型別では、A類世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯）では「ある」との回答が54.3%と約半数を占めていますが、C類世帯（等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯）では20.5%となっています。

図表－83 【かごしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲にこたえられなかったことがあるか）】



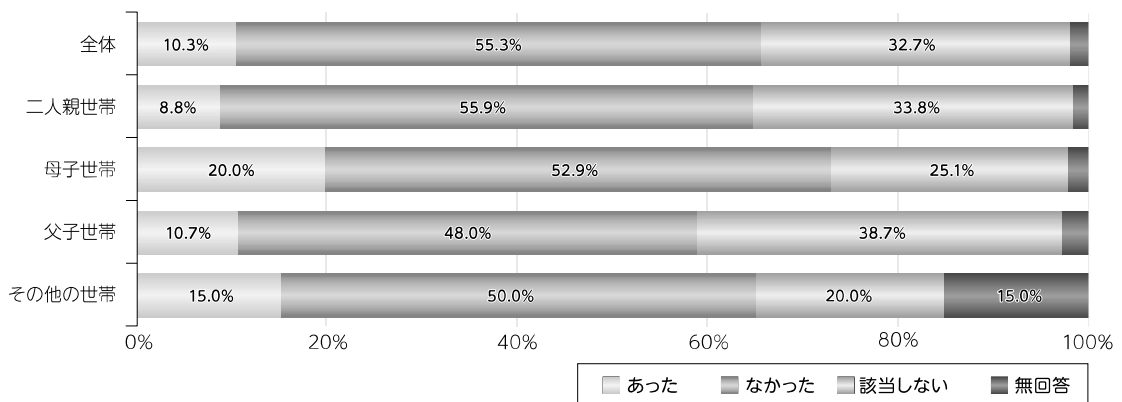
資料：かごしま子ども調査（問16）

⑥ 公共料金の支払い等ができなかった経験の有無について

公共料金（電気料金・ガス料金・水道料金）の支払い等ができなかった経験の有無について、全体をみると、「なかった」との回答が55.3%と最も多く、次に「該当しない（32.7%）」、「あった（10.3%）」の順となっています。

世帯類型別でみると、母子世帯や父子世帯、その他の世帯において「あった」との回答が、二人親世帯に比べ多くなっています。

図表－84 【かごしま子ども調査結果（過去1年間に、経済的な理由により、「公共料金（電気料金・ガス料金・水道料金）の支払い等」ができなかったことがあったか）】



資料：かごしま子ども調査（問28-①）

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策（2）医療・食・教育で格差のない社会づくり

《現状及び課題》

鹿児島県の未来を担う子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。

しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に対策を推進する必要があります。いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2018（平成30）年は3,417人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表－74）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表－75）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表－76）。

「かごしま子ども調査」によると、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらったり、子どもの学習意欲にこたえられなかったりすることもあるようです（図表－82、図表－83）。

また、2019（令和元）6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

また、都道府県に加え、市町村についても子どもの貧困対策について計画を定める旨が規定されました。

子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につなぐ、高校・大学等を卒業、就職して、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築したりする必要があるほか、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定や取組の充実を図る必要があります。

また、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつとされており、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。各種支援を実効あるものにするためには、当事者の視点に立ち、①子どもや家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる場所を明確化する、②声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といったことも必要です。

県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子どもの生活支援のためには親の生活が安定するよう支援することが必要」、「無料で学習支援を受けられるような体制づくりや見えにくい相対的貧困に入っていけるような環境づくりが必要」、「妊娠期から乳幼児、高校生まで含めた生活支援、子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながるよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要」、「支援を必要としている子どもたちを支援につなげていける可能性がある、子ども食堂に対する支援が必要」などの意見が出されたところです。

このため、教育の機会均等を保障するための教育費負担の軽減や、生活の安定に資するための支援、保

護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供するとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定の促進などの取組を通じて、県内のどこに住んでいても、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていけるような社会を目指します。また、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちをオール鹿児島で支援する環境づくりを図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士及び幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修の実施 ・教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	<p>一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る。</p>	子育て支援課
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	<p>国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進</p>	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	<p>施設長及び経営者を対象に職場環境の改善の取組への理解を促し、保育士のより良い職場環境づくりを目指す。</p>	子育て支援課
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 ・各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 ・市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習環境の整備や確かな学力の育成を図ります。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制づくりを推進し、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課
県立高校学力育成支援	生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組の推進	高校教育課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、スクールソーシャルワーカー等による指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者の学び直しを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課
高校等で学び直す者に対する支援	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）高等学校等就学支援金相当額を支給	総務福利課 学事法制課

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、奨学金を貸与します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

児童養護施設等で暮らす子どもたちの学習環境の整備や学習指導等の充実を促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育の推進を図ります。また、外国人の子どもたちの就学の促進と日本語指導が必要な子どもへの支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学習指導の強化	児童養護施設等で暮らす児童の個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども家庭課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
外国人の子どもへの就学案内の徹底	外国人の子どもへの就学機会の確保に向けた、市町村との連携による県内在住外国人に対する就学のための必要な情報提供、未就学者の情報把握	義務教育課
日本語指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室を設置している学校への教員配置の充実 ・小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒、高等学校における外国人生徒に対する学習環境の整備 	教職員課 義務教育課 高校教育課
外国人生徒への進学・就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒を対象とした高等学校の入学試験などのガイダンスの充実 ・高等学校及び大学・短大・専門学校など様々な学校への進学や就職などの進路実現に向けたキャリア教育の支援 	義務教育課 高校教育課

カ 教育費負担の軽減

経済的な理由で、子どもたちが夢をあきらめることがないように、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度による教育扶助(学校給食費等)を支給 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学審査料等を支給 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合、収入として認定しない。 生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課

キ 地域における学習支援等

地域による学習支援等の促進等を図るとともに、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援や地域における子どもの居場所となる子ども食堂への支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま地域学校協働活動推進事業」の推進	関係各課と連携し、地域と学校が目指す子ども像や地域のあり方を共有し合い、多くの住民が連携・協働して、子どもたちの学びや確かな成長を支えることで活力ある地域づくりを推進	社会教育課
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 ^(注45) 世帯等の子どもに対して、学習支援(日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等)を実施	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善(居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等)を実施 教育及び就労に関する支援(進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言)を実施 	社会福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

ク その他の教育支援

学校給食費の補助などにより、学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保を図るとともに、地域学校協働活動や子どもの入館料等無料化を通じて、多様な体験活動の機会の提供などに努めます。

(注45) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。 ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課
多様な体験活動の機会の提供	<p>県立青少年社会教育施設において、児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供する。</p>	社会教育課
子どもの入館料等無料化	<p>子どもたちが鹿児島島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。</p>	青少年男女共同参画課
進路保障の取組の推進	<p>人権教育を推進する中で、子どもの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施</p>	人権同和教育課

② 生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

貧困世帯では複合的で多様な課題を抱えており、世帯の生活や子どもを支える総合的な取組が求められているほか、家庭内の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ必要性が指摘されています。また、社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への支援 	子ども家庭課 保健所

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども家庭課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の市町村における設置を促進するため、説明会の開催や助言等の支援を実施	子育て支援課 子ども家庭課
女性健康支援センター事業	予期せぬ妊娠等について相談に応じるため、本事業で設置している相談窓口について、SNSを活用した周知やSNSを経由した相談受付について検討する。	子ども家庭課
女性相談センターの運営	特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置などの支援を行う。	子ども家庭課 女性相談センター
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施する。	子ども家庭課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども家庭課

イ 保護者の生活支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を実施するとともに、保育等の確保などの取組により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関^(注46)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画^(注47)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・シェルター^(注48)退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。 ・家計に課題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課

(注46) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言を行い、包括的な支援を実施する機関

(注47) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

(注48) シェルターは、ホームレスに対して緊急一時的な宿泊場所を提供することにより、健康状態の悪化を防止し、その自立を支援することを目的として運営される。